

通年会期制度に関する細かな論点詳細解説

通年会期制導入検討分科会

① 制度の根拠 … いずれかを選択する必要がある

- 通年会期制は、地方自治法102条の2に根拠規定があるが、現在の定例会・臨時会方式(地方自治法102条が根拠規定)を工夫することによっても実現できる
- 条例の規定事項に違いが生じるため、いずれかを選択する必要があるが、効果や達成しようとする目的には大きな違いは生じないと捉えている

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
102条の2 の方式		会議開催日は議長が選択			年間を通じて会期							
定例会・臨 時会の方式		会議開催日は議長が選択			1年に1回の定例会の会期を伸ばす							

	102条の2方式	定例会・臨時会方式
違い	<ul style="list-style-type: none"> 必ず会期が通年になる 市長の招集は最初の1回のみ 定例日を定める条例の制定、定例会条例の廃止等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた会期日数にできる 市長の招集は1年に1回 定例会条例の改正等が必要

② 会議の名称 … 現在の名称から変更する必要がある

- 102条の2を根拠にした通年会期制採用市議会は、定例会・臨時会の呼称を使用していない。次の法律の規定が根拠と思われる

地方自治法
第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、**定例会及び臨時会とせず**、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- 一方で、定例会の会期を1年間と設定する場合は、常に定例会の会期中なので、その会期中の会議を、定例会及び臨時会と呼称することができないことから、やはり現在の名称から変更する必要がある

	定例会に相当する会議	臨時会に相当する会議
今	令和●年第●回(●月)上越市議会定例会	令和●年第●回(●月)上越市議会臨時会
例: 柏崎市	令和●年(20XX年)柏崎市議会第●回会議 (令和●年●月定例会議)	// (令和●年●月臨時会議)
例: 金沢市	令和●年度金沢市議会●月定例会議	令和●年度金沢市議会●月緊急議会 令和●年度臨時第●回金沢市議会

③ 会期の始期 … 会期がいつ始まるかを定める必要がある

- 102条の2の方式の場合、通年の会期の始まりの日は条例で定める必要がある

地方自治法
第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、**条例で定める日**から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

会期の始期			
例: 柏崎市	5月1日(現任期満了日:4月30日)	例: 福島市	8月1日(現任期満了日:7月30日)
例: 鳥羽市	5月1日(現任期満了日:4月30日)	例: 坂東市	1月1日(現任期満了日:12月21日)
例: 厚木市	1月1日(現任期満了日:7月31日)	例: 久慈市	4月1日(現任期満了日:8月6日)

- 定例会の方式の場合も、招集日をおおよそいつにするかを定める必要がある

上越市議会定例会招集に関する規則
上越市議会定例会条例(昭和46年上越市条例第59号)の規定により、本市議会定例会を招集すべき時期を次のように定める。ただし、特別の事由があると認められるときは、これを変更することができる。
3月、6月、9月、12月

会期の設定状況		
1月開始: 登米市、あきる野市	4月開始: 南砺市、大東市	任期に合わせる: 宮古市、会津若松市

④ 一事不再議 … 取扱いを決める必要がある

- 一事不再議とは、議会で一度議決された事件と同一の内容の事件については、特段の事情の変更がない限り、同一会期中は、再び議案を提出することができないという会議原則

上越市議会会議規則
第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

- 通年会期制を導入すると、会期が長期となるため、この原則をどのように取り扱うか検討する必要がある。次の2パターンが考えられる

新潟県柏崎市議会会議規則
第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。**ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。**

会津若松市議会会議規則
第17条 議会で議決された事件については、**同一会議期間中(臨時会のときは同一会期中)**は再び提出することができない。

※ 参考

もう一つの議案に関する重要なルールである「会期不継続の原則(法119条)」は、通年会期制の導入の際(平成24年)にも改正がなされず、読替規定も存在しないため、変更できない
=議決が未了の議案は、同一会期中の次の会議において審議が継続する

⑤ 発言取消・訂正、会議録の調製時期

- 通年会期制を導入すると、会期が伸びるため、この発言の取消等についてもどのように取り扱うか検討する必要がある。おおむね現在の会期の期間を基準に判断している市議会が多い（滝沢市など通年会期の間としている議会もある）

上越市議会会議規則

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

福島市議会会議規則

第65条 発言した議員は、その会議の期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

金沢市議会会議規則

第62条 発言した議員は、その発言をした定例月議会(定例会の会期中に定例的に開く会議をいう。)若しくは緊急議会(定例会の会期中に緊急に開く会議をいう。)又は臨時会の期間中に限り、議会の許可を得て発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

- 発言が確定しないと会議録が調製できないため、会議録調製時期に影響が生じる